○国土交通省告示第四百十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年四月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　岡山県志田地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県高梁市川上町下大竹

字東ノ久保　五三六番一　一号
字松室後　六三二番三　二号
字浦梨　一〇二九番一　三号
字大上　九九一番　四号及び五号
字墓ノ上エ　九四四番一　六号
字メウガ迫　一八〇三番　七号
字フロノ迫　一八〇五番　八号
字実久向　一八一三番　九号
字実久家ノ瀬土　一八四七番一　十号
字寺迫西ノ谷　五五九番二　十一号

○国土交通省告示第四百二十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年四月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　長崎県穴越地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

長崎県諫早市飯盛町

平古場

字浦山　一三〇九番一　一号
字浦山　一二八八番二　二号
字中山　一三一六番一　三号
字中山　一三二四番　四号
字北平　一五五六番　五号

古場

字穴ノ越　六五七番　六号
字穴ノ越　六八四番一　七号

平古場

字穴ノ越　一五二八番一　八号
字穴ノ越　一四九三番二　九号
字狩場　一四二三　十号

○国土交通省告示第四百二十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年四月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　沖縄県熱田地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を結んだ線及び標柱二号と標柱三号を一号水兼農道官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県中頭郡北中城村

字和仁屋

上原　四六〇番　一号
四一六番　七号
四一五番一　八号

字熱田

後上原　七一九番一　二号
八二七番一　三号
七四一番地先里道敷　五号
五五九番一　四号

上原

字仲順

前原　三一七番三　六号

○防衛省告示第百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月九日から同月十一日まで（予備、同月十二日及び同月十三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦

自衛艦六隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十一日から同月十四日まで（予備、同月十五日及び同月十六日）の間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦

自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十一日から同月十四日まで（予備、同月十五日及び同月十六日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四〇分一五秒　東経一二八度四六分一三秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二五度四三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦

自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十一日から同月十四日まで（予備、同月十五日及び同月十六日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度二三分一四秒　東経一二五度四一分一五秒
(イ)　北緯二五度三〇分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度三〇分一五秒　東経一三二度〇三分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦

自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。